

令和8年度 保育所等入所申込みのご案内

東峰村 住民福祉課

すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成27年4月から『子ども・子育て支援新制度』が開始されています。

保育所（園）や幼稚園等の利用にあたっては、居住市町村が支給認定を行いますので、利用を希望される村民の方は、役場に申込みが必要となります。

この趣旨を充分理解していただき、以下の事項をよく読んで申込みをして下さい。

注意事項

- ◆**申込期間**：令和7年11月13日（木）から12月12日（金）まで
- ◆**必要書類**：
 - ・支給認定申請書兼保育施設等利用申込書（様式第1号）
 - ・添付書類 ※（4）に記載のとおり
 - ・マイナンバー（個人番号）届出書

※前年度入所申込時に添付頂いた書類を同封しています。その他の書類が必要な場合は利用中の施設又は役場にてお渡しできますのでお申し出下さい。

- ◆**提出先**：役場 小石原庁舎（住民福祉課）・宝珠山庁舎（総合窓口）

※令和8年4月1日から令和9年3月31日までの保育所等利用に係る申込です。

※就労（予定）証明書はデータでもお渡しできますのでご希望の方はご連絡ください。

※所得・課税情報が本村にない場合、マイナンバーによる所得・課税状況の照会を行います。

（１）保育所とは

保育所（園）は、保護者が就労や病気、親族の介護などにより、子どもを家庭で保育できない場合に、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。

したがって、「しつけのため」、「集団生活を体験させたい」などの理由では、入所申込みはできませんのでご注意ください。

（２）保育所等に入所できる基準

1. 入所するお子さんと保護者が東峰村に住所を有していること。
2. お子さんの保護者が、次のいずれかに該当し、保育支給認定を受けること又は受けていること。（満3歳以上は2号認定、0歳～2歳は3号認定が必要です。）

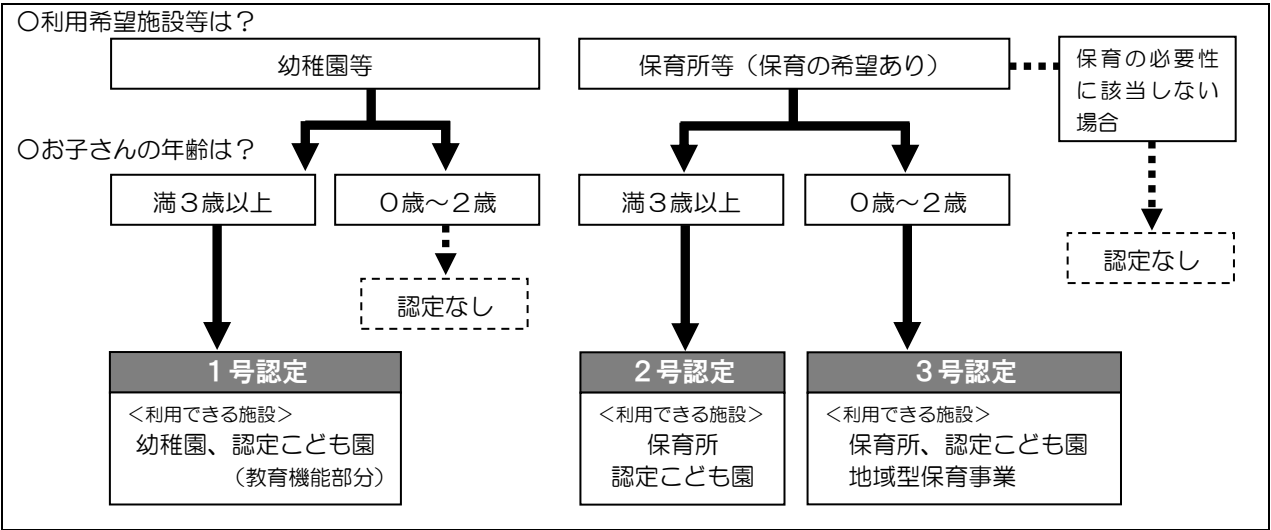
- ① 昼間に居宅外で労働することを常態としている。（月48時間以上）
- ② 昼間に居宅内で当該児童と離れて、日常の家事以外の労働をすることを常態としている。（月48時間以上）
- ③ 妊娠中であるか又は出産後間がない。（産前2か月から産後2か月の期間のみ）
- ④ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している。
- ⑤ 長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している。
- ⑥ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあまっている。
- ⑦ 現在、求職中の状態にある。
（求職での入所は原則3か月となります。就労後は直ちに勤務証明を提出して下さい。）
- ⑧ 村長が認める前各号に類する状態にあること。

（３）支給認定について

① 支給認定には、３つの認定区分があります。

支給認定区分	対象となるお子さん			利用できる主な施設・事業
	年齢	保育の 必要性	教育・保育時間	
1号認定	満3歳以上	なし (教育のみ)	教育標準時間 4時間	幼稚園 認定こども園（教育機能部分）
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 11時間	保育所、認定こども園
			保育短時間 8時間	
3号認定	0歳～2歳	あり	保育標準時間 11時間	保育所、認定こども園、 地域型保育事業 (家庭的保育事業、小規模保育事業等)
			保育短時間 8時間	

② お子さんの年齢や保育を必要とするか、しないかなどで支給認定区分が決まります。
また、３つの認定区分に応じて、利用できる施設等（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業）が異なります。



③ 保育の認定には、保護者の就労時間などにより、保育所等で保育できる時間が分かります。ただし、現に保育所に入所している児童であれば、保護者が保育短時間に該当する場合であっても、希望すれば保育標準時間を認定できる経過措置を設けることとしています。

また、1カ月の就労時間が120時間に満たないものの、1日の就労時間が8時間以上となるような就労を常態としていることが認められる場合には、保育標準時間を認定します。

保育必要量の区分	就労時間（月）	保育を利用できる時間
保育標準時間	月120時間以上の就労など （例 8時間／日×15日以上）	一日あたり最長 11 時間まで
保育短時間	月48時間以上120時間未満の就労など （例 6時間／日×8日～20日未満）	一日あたり最長 8 時間まで

※保護者の就労時間は、両親がいる場合は短い方の就労時間で認定します。

(例)

保育標準時間（１１時間）		延長保育
延長保育	保育短時間（８時間）	延長保育
7:30	8:00	16:00 18:00

※各施設等の保育標準時間、保育短時間の実施時間については、保育施設等（広域入所を含む）により異なります。
※延長保育は毎月納付する保育料とは別に費用がかかります。

◆村外の保育所・認定こども園等に申し込まれる方も、東峰村から支給認定を受けていただく必要があります。

（４）申込みに必要な書類について（父母それぞれに書類が必要です。）

①支給認定申請書兼保育施設等利用申込書に次の必要書類を添付してください。

保育を必要とする事由	必要添付書類
・就労 ・就労予定 ・復職予定（育児休業等終了予定の方） ・内職	③就労（予定）証明書 ・申告書の写し ※自営業の方のみ ④就労予定に係る確約書（就労予定及び復職予定の方のみ） ⑤内職申立書
・求職活動中	⑥求職活動申立書 ・求職活動をしていることが確認できる書類の写し等
・出産 （産前２か月から産後２か月の期間のみ）	⑦出産申立書・母子手帳の写し（出産予定日がわかるもの）
・病気等	⑦病気等申立書・医師の診断書
・障がい（心身に障がい等がある方）	⑦病気等申立書・障害者手帳の写し等
・介護・看護（同居又は入院等している親族を常時介護している方）	⑦介護（看護）申立書・医師の診断書 ・その他証明となるものの写し ※必要な場合
・就学	⑦就学申立書・在学証明書等
・その他（災害復旧等にあたっている方）	災害復旧等申立書

（５）利用調整（入所選考）について

入所申込が定員を超える場合は、利用調整（入所選考）を行います。保育の必要性の度合いや両親の勤務日数・時間等で入所の優先順位を評価し、入所者を決定します。その結果、希望する保育所に入所できない方や待機になる方がでる場合があります。

ただし、以下に該当する場合は、保育利用の優先度が調整される場合があります。

- ひとり親または両親以外が養育する世帯
- 生活保護世帯（就労による自立支援につながる場合など）
- 産後休暇・育児休暇期間満了
- その他、保育の必要性の事由が次に定めるもの
（災害、疾病・障がい、就労、就学、看護・介護、求職）

（６）保育料（利用者負担額）について

保育料及び副食費等につきましては、東峰村保育料等無償化事業実施要綱（令和３年４月１日東峰村告示第９号）に基づき、いずれの所得階層に関わらず、無償とします。

ただし、保育料等以外の費用（制服や教材等の購入費用等）につきましては、保護者の方のご負担となりますので、詳しくは、ご希望の施設へお問い合わせ下さい。

また、保育料等は無償化となりましたが、東峰村が国や福岡県からの教育及び保育給付費に係る負担金及び補助金を受けるため、保護者の所得の階層化判定が必要となります。

したがって、源泉徴収票や確定申告書の提出は必要ありませんが、年末調整（給与所得者）、確定申告、住民税の申告を必ず行ってください。

（７）入所決定後の留意事項について

入所が決定された方は、次のことについてあらかじめご了承ください。

- ① 入所決定後に入所を辞退される場合は、直ちに東峰村住民福祉課へ届け出てください。
（届け出がない場合は、入所月の保育料をいただくことがあります。）
- ② 入所途中に、保護者等の勤務条件や保育を必要とする事由（退職や出産等）に変更があった場合は、直ちに東峰村住民福祉課へ届け出てください。
- ③ 入所されても、家庭で保育が可能な状況になったことを確認した場合は、退所していただくこともあります。

（８）保育所を退所するとき

転出等により保育所を退所するときは、東峰村住民福祉課へ「退所届」を事前に提出してください。

（９）広域入所について

広域入所とは、東峰村在住で、お子さんの保育を必要とする時間等が、保護者の通勤その他の理由により村内の保育所の開所時間等に適合できないとき、または、母親の出産に伴い一時的に村外の保育施設に入所（里帰り保育）を希望するとき、他市町村の保育所等へ入所することです。入所の可否については、相手先市町村との協議の上、結果をお知らせします。

なお、広域入所は申込みされたとしても、相手先市町村の事情により入所できないことがありますので、ご了承ください。

（１０）土曜日等の保育について

お子さんにとって、ご家庭でのスキンシップが何よりも大切です。

ご家族の仕事や行事などがお休みであれば、できるだけご家庭での保育をお願いします。

【問合わせ先】

役場 住民福祉課 福祉係

TEL ０９４６－７４－２３１１